

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【公表番号】特表2007-508112(P2007-508112A)

【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-535522(P2006-535522)

【国際特許分類】

A 6 1 F	2/82	(2006.01)
A 6 1 F	2/06	(2006.01)
A 6 1 F	2/84	(2006.01)
A 6 1 M	25/00	(2006.01)
A 6 1 L	31/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	29/00	
A 6 1 F	2/06	Z B P
A 6 1 M	29/02	
A 6 1 M	25/00	4 1 0 D
A 6 1 L	31/00	B

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月13日(2007.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のステント又はステントセグメントを身体内腔内の治療部位に移送するステント移送装置であって、この移送装置は、

近位端部と遠位端部を有するカテーテルシャフトと、

遠位端部の近くでカテーテルシャフトに連結された拡張可能部材と、

拡張可能部材上に配設され、その長さに応じて複数の位置で分割されている少なくとも1つの移植可能担体と、

担体に沿って配設された複数のステントセグメントと、

拡張可能部材の遠位部を拡張させて拡張可能部材の近位部分の拡張を抑制するために移植可能担体上にスライド自在に配設されたシースとから構成され、

前記シースは前記移植可能な担体を複数のうちの或る1つの位置で分割するために用いられ、前記拡張可能部材の遠位部は移植可能部材の遠位部とそこに配置してある少なくとも1つのステントセグメントを拡張し、前記移植可能部材の第2の部分がシース内で拡張しないまま残っている間に、前記拡張可能部材の遠位部と少なくとも1つのステントセグメントを腔内に配置することを特徴とする装置。

【請求項2】

移植可能担体が、拡張可能部材の上にスライド自在に配設されることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

ステントセグメント間の1つ以上の位置で移植可能担体をシースが切断するために配設された少なくとも1つの担体切断部材を更に有することを特徴とする請求項1に記載の装

置。

【請求項 4】

担体切断部材が、装置によって移送される多数のステントセグメントの制御を行うために、バルブ部材の役目を果たすことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 5】

拡張可能部材が拡張することにより、担体切断部材に対して移植可能担体が押圧され、担体の近位部分から担体の遠位部を分割することを特徴とする請求項 3 に記載の装置。

【請求項 6】

移植可能担体が、担体の少なくとも遠位部と担体の近位部分間に少なくとも 1 つの分割可能な接合部を有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 7】

少なくとも 1 つの分割可能な接合部の各々が、細孔、壊れやすい接合部、及び材料のすぐに隣接する領域よりも薄い、担体に沿った材料の領域の少なくとも 1 つを有することを特徴とする請求項 6 に記載の装置。

【請求項 8】

移植可能担体が、ポリマー、金属、金属合金、ポリエスチル織物、ポリテトラフルオロエチレン、セラミックス、ヒト組織、及び動物組織からなる群から選択される少なくとも 1 つの材料を有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 9】

移植可能担体が、少なくとも 1 つの生分解性又は生体吸収性材料を有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 10】

移植可能担体が、少なくとも 1 つの薬物又は生物剤を有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 11】

薬物が、ラパマイシン、パクリタキセル、ラパマイシン又はパクリタキセル類似体、エペロリムス及びその誘導体、プロドラッグ、又は誘導体、抗生物質、血栓溶解剤、抗血栓剤、消炎剤、細胞毒性剤、抗増殖剤、血管拡張剤、遺伝子治療剤、放射性剤、免疫抑制剤、化学療法剤、及び幹細胞からなる群から選択されることを特徴とする請求項 10 に記載の装置。

【請求項 12】

移植可能担体が中実の管状壁を有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 13】

移植可能担体が管状メッシュを有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 14】

移植可能担体が螺旋状コイルを有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 15】

移植可能担体が複数のシャフト方向ビームを有することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 16】

ステントセグメントが担体に沿って固定して配設されることを特徴とする請求項 1 に記載の装置。